

選定保存技術及び保持者の概要

1 選定保存技術の概要

(1) 名 称 手縫藁床製作

(2) 概 要

手縫藁床製作とは、畳の芯となる藁床を、以下①～③の工程で製作する技術。

- ①藁や藁を編んだ菰こもを縦横に交互に何層にも重ね、縁を縫い上げる
- ②全体を棒縫ぼうぬいいや筋縫すじぬい等の縫い方で締め込む
- ③周囲を切りまわして形を整える

藁床製作の動力製造への移行や畳そのものの需要減少に伴い、藁床を手縫いで製作できる職人は数人を残すのみとなり、技術の保存の措置を講ずる必要がある。

2 保持者の概要

(1) 氏 名 荒川 有三

(2) 生年月日 昭和25年12月11日（72歳）

(3) 住 所 山陽小野田市

(4) 概 要

荒川有三氏は、昭和44年の高校卒業と同時に荒川製畳所（山陽小野田市）に入社し、父の指導の下、手縫藁床の製作に従事し技術を習得した。

国宝・重要文化財建造物の修理に関与し、手縫藁床の修理、製作を行っているほか、手縫藁床製作や畳製作についての研修会を開催し、後進の育成にも取り組んでいる。

※選定保存技術とは

- ・文化財保護法第147条の規定に基づき、文部科学大臣が文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能である「文化財の保存技術」のうち、保存の措置を講ずる必要があるものを「選定保存技術」として選定し、その保持者や保存団体を認定する制度。
- ・今回の選定及び認定により、全国での選定保存技術件数は86件、保持者62名、保持団体38団体となる。



荒川有三氏



藁床製作の様子